

## 郡山市就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の福島県内の企業への就職を支援するため、東京圏内の大学又は大学院（東京都内に本部を有するものに限る。）（以下「対象大学等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業等」という。）し、福島県内の企業に就業及び本市へ移住した者に対し、予算の範囲内で地方就職支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち、条件不利地域（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。）以外の地域をいう。
- (2) 移住 東京圏の市区町村から本市に主たる生活拠点を移し、本市に住民登録を有すること。

(支援金の交付の対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、別表に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(支援金の交付の対象経費)

第4条 支援金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通費等 採用選考に要した往復の交通費（別表の就業に関する要件の部に掲げる要件のいずれにも該当する内定又は就業先企業の採用選考のために利用した公共交通機関の経費に限る。）及びその採用選考において、福島県内の宿泊施設に宿泊した場合の宿泊費。ただし、内定又は就業先企業から交通費又は宿泊費（以下「交通費等」という。）の支払いを受けた場合は、当該経費を対象経費から除くものとする。
- (2) 移転費 本市への移住に要した運送費

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通費等 支援対象者1人当たり16,000円を限度とする。ただし、前条第1号の宿泊費に係る支援金の額は、8,000円を限度とする。
- (2) 移転費 移住に要する最低限の実費であることを証明できる場合は移転に要した実費の金額とし、証明できない場合は66,000円を上限とし、移転に要した経費（実費）の範囲内での支給とする。

(支援金の申請受付期間)

第6条 支援金の申請受付期間は、毎年度1月31日（その日が郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条第1項に規定する市の休日にあたる場合は、その日前において最も近い市の休日でない日）までとする。

（支援金の交付の申請）

第7条 支援金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第20条の2の規定に基づき、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に代えて地方就職支援金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、別表に掲げる書類を添付するものとする。

2 前項に規定する支援金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更とする。

（支援金の交付の条件）

第9条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本支援事業に関する報告及び立入調査について、福島県知事及び市長から求められた場合には、それに応じること。
- (2) 本支援事業の実施に際して得た個人情報について、福島県知事及び市長が他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意すること。
- (3) 就業日から1年を経過する日までの就業の状況について、就業先である企業が発行する就業証明書により市長へ報告すること。

（支援金の額の確定）

第10条 市長は、第7条の規定による申請を受けた場合は、これを審査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、規則第20条の2に基づき、規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書に代えて地方就職支援金交付決定兼確定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の通知の再交付）

第11条 紛失等の理由により地方就職支援金交付決定兼確定通知書の再交付を必要とする者は、地方就職支援金交付決定兼確定通知書再交付願（第4号様式。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第12条 市長は、前条の規定による再交付願の提出を受けた場合は、これを審査し、適当と認めるときは、速やかに地方就職支援金交付決定兼確定通知書（再交付）（第5号様式）により、申請者に交付する。

（返還請求）

第13条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして福島県知事及び市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 在学中に交通費等を申請する場合で、申請日から1年以内に別表の就業に関する要件の部に掲げる要件のいずれにも該当する企業への就業を行わなかった場合

ウ 在学中に交通費等を申請する場合で、申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）

エ 就業日から1年以内に別表の就業に関する要件の部に掲げる要件のいずれにも該当する企業を退職した場合（退職の日から3か月以内に福島県内の別の企業（別表の就業に関する要件の部に掲げる要件のいずれにも該当する企業に限る。）に就業する場合を除く。）

オ 転入日から3年未満に、本市から転出した場合。ただし、東京圏へ住民票を移さず転出していた者については、別表（第3条関係）の就業に関する要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満で本市から転出した場合

(2) 半額の返還

転入日から3年以上5年以内に、本市から転出した場合。ただし、東京圏へ住民票を移さず転出していた者については、別表（第3条関係）の就業に関する要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分		要件の内容
移住等に関する要件	移住元に関する要件	1 卒業等年度において、対象大学等に在学（原則4年以上）し、当該対象大学等を卒業等していること。 ただし、交通費等については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。 2 卒業等年度において、東京圏内に継続して在住していること。
	移住先に関する要件	1 本市に移住したこと。ただし、交通費等については、福島県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

		<p>2 支援金の申請時において、卒業等した日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費等を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。</p> <p>3 本市に支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費等を申請する場合は、卒業後に1の内定企業に就職し、本市に移住する意思を有していること。</p>
就業に関する要件	就業先に関する要件	<p>1 勤務地が福島県内に所在する企業等に、対象大学等を卒業等してから1年以内に就職していること。</p> <p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者でないこと。</p> <p>3 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。</p> <p>4 官公庁等においては、県内に所在する官公庁等（国の機関を除く。）であること。ただし、官公庁等から交通費又は移転費が支給される場合は、支援金の対象とならない。</p> <p>5 交通費等においては、申請者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。</p>
	就業条件等に関する要件	<p>1 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費等を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。</p> <p>2 福島県内への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に交通費等を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。</p>
支援対象者に関する要件		<p>1 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>2 日本国籍を有する者であること又は外国籍を有する者であつて、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>3 福島県知事又は市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。</p> <p>4 移転費においては、就業先企業から移転費の支払いを受けていないこと。</p>

別表（第7条関係）

区分	添付書類
卒業等後に申請する場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 就業証明書（第2－1号様式）</li><li>・ 卒業又は修了証明書</li><li>・ 免許証その他の写真付き身分証明書の写し</li><li>・ 対象経費の領収書等（交通費等及び移転費の内訳が明確なものに限る。）の写し</li><li>・ 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出）又は卒業年度の複数月の公共料金領収書等）の写し</li><li>・ 通帳、キャッシュカードその他の支援金の振込先が確認できるものの写し</li></ul>
在学中に申請する場合（交通費等に限る。）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 内定証明書（第2－2号様式）</li><li>・ 在学証明書（卒業学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に大学により加筆及び捺印（公印）されたもの。）</li><li>・ 免許証その他の写真付き身分証明書の写し</li><li>・ 対象経費の領収書等（交通費等の内訳が明確なものに限る。）の写し</li><li>・ 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出）又は卒業年度の複数月の公共料金領収書等）の写し</li><li>・ 通帳、キャッシュカードその他の支援金の振込先が確認できるものの写し</li></ul>